

地基企第70号
令和7年7月18日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
本部企画課長
(公印省略)

「中皮腫の診療にかかる移送費の取扱いについて（通知）」の一部改正について

中皮腫の診療のための移送費の取扱いについては、「中皮腫の診療にかかる移送費の取扱いについて（通知）」（平成29年11月21日地基企第58号）による取扱いをお願いしておりますが、令和7年7月1日以降は、当該通知の「記」を下記のとおりとしますので、引き続き適正な取扱いをお願いいたします。

記

- 1 中皮腫の診療にかかる移送費として療養補償を支給するに当たっては、「療養の範囲について」（昭和42年12月1日地基第11号）及び「「療養の範囲について」の実施について」（昭和45年10月21日地基補第510号）で定める移送費の支給基準に従い移送費の額を算定し、支給決定を行うこと。
- 2 転医における移送費の支給の判断においては、1の基準に基づき医学上必要なものであることが必要であるため、転医届、医師の診断書・意見書等により確認した上で適正に判断すること。
- 3 移送費の額の算定においては、1の基準に基づき、被災職員の傷病等状況、地理的事情、交通事情を総合的に勘案するとともに、被災職員の傷病の状況等から特に必要と認められる場合には、交通費、宿泊費等以外の費用についても支給することができること。
- 4 移送費の額の算定において、支部において判断が困難な場合においては、本部企画課宛てに適宜相談をすること。